

写真付きの精神保健福祉手帳で、 奈良交通バスの運賃が半額になります。

(1) 運賃が半額割引になる日

平成20年4月1日(火)～

(2) 割引になる人

写真のついた精神障害者保健福祉手帳を持つ方。ご本人だけ。
手帳1級の方は、介護者(1人)も対象になります。
県外の手帳を持つ方も同様です。

(3) 割引になる範囲・路線

奈良交通の路線バスと定期観光バスおよびエヌシーバスの路線バスに適用されます。

府県外にまたがる路線も適用されます。

コミュニティバスの割引については、運行事業者(市町村)にお問い合わせください。(京都府精華町のコミバスは割引になりません)

空港リムジンバス、都市間高速バス(昼行・夜行)は割引になりません。

(4) 割引の運賃

割引の計算は、普通片道運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。

例	運賃	210円の場合	110円
	運賃	200円の場合	100円

小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの場合は、小児運賃の半額になります。
定期券は発売金額の3割引(小児は適用しない)になります。

(5) 利用方法

運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付又は印刷されたページを、乗務員に提示してください。

IC乗車券「CI-CA(シーカ)」をご利用の際も同様です。

(6) 実施するバス事業者

奈良交通、エヌシーバス

(7) その他

写真のない手帳を写真のある手帳に変更したい方は、持っている手帳に本人の写真(脱帽正面、縦4センチ×横3センチ、裏面に氏名・市町村名記入)を添え、いま住んでいる市町村の窓口にて再交付申請をしてください。

奈良市の無料バスカードをお持ちの方は、市内はそのままです。写真のついた手帳を持つ方は、市外の運賃が半額になります。

(8) お問い合わせ窓口

運賃割引について

・奈良交通株式会社 乗合バス事業部 電話 0742-20-3150

写真付き手帳への変更について

・いま住んでいる市町村の窓口

・奈良県精神保健福祉センター 0744-43-3131(内線505)

その他

・いま利用している精神障害者の生活支援センターや、通所している事業所